

記載例 1
(ご本人が申請される場合)

納付済証等貼付欄

島根県税の納税等の証明書交付申請書（一般用）

※太枠内を御記入ください。また、注意事項を裏面に記載しておりますので、必ず御確認ください。
※不正な申請、委任状の提出、虚偽の記載をすると罰せられる場合があります。

県民センター 所長 様		令和〇年〇月〇日	番号
申請者 (窓口に来られた方)	住所 (所在地) 島根県松江市殿町1番地	ふりがな 氏名 島根 太郎	(電話) 0852-22-1234
※公的証明書で申請者の御本人確認をします。			
代理人の方(ご家族、従業員の方も含む)が来所される場合には、下欄を御記入いただくか、別途要件を満たした委任状を御提出ください。			
委任者 (納税義務者)	私は、上記申請者を代理人と定め、島根県税の納税等の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。 年 月 日		
※委任者が個人の場合、必ず御本人が自署してください。	住所 (所在地)	ふりがな 氏名	(電話)
※委任者が個人の場合、必ず御本人が自署してください。			

次のとおり証明書の交付を申請します。

1 証明書の使用目的(該当する番号に○印を記入してください)

番号	使用目的	番号	使用目的	手数料
1	県が行う入札の参加資格審査申請のため(一般競争入札に参加する場合も含む)	6	建設業の許可申請(新規・更新等)または建設業の決算変更届提出のため	必要 証明書1枚につき 420円
2	県が行う融資を受けるため	7	公益法人の事業報告等のため	
3	県以外の融資を受けるため	8	酒類販売業免許等の申請のため	
4	補助金等の交付申請のため	9	自動車の所有権解除・売買等のため	
5	担保権の設定のため	10	その他()	不要
11	県との随意契約に係る見積書の提出のため	12	地区税の申請・出願等のため 〔登録番号 試・探・物 第 号〕 〔申請種別: 試掘権延長・探掘権転讓・探掘出願地の増減〕	

2 証明事項及び必要枚数(該当する番号に○印を記入してください)

番号	証明を受けようとする事項	必要とする枚数
1	全税目について、未納の徴収金がないこと	2枚
2	滞納処分を受けたことがないこと(過去 年間)	枚
3	法人の県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の税額(事業年度 年 月 日～ 年 月 日分)	枚
4	個人の事業税の税額(事業年度 年分)	枚
5	自動車税の税額(年度分/登録番号)	枚
6	その他()	枚

県税課欄	申請者の確認	確認方法	領収証番号	領収金額	取扱者	確認者	領収印
	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 行政書士証票 <input type="checkbox"/> その他()		円			
<input type="checkbox"/> 郵送	—	—		円			

申請日(窓口に来られる場合は来庁日)を記載してください。

申請される御本人(納税義務者)の情報をご記載ください。

御本人からの申請が難しい場合は、委任をお願いします。(記載例2へ)

○窓口へ来庁される場合は、公的証明書でご本人確認させていただきます。

○郵送申請の場合は、申請者欄に記載の方あてに返送します。

○納税義務者が法人の場合は、以下の点にご注意ください。

- ・法人の代表者の方が直接来庁される場合は本人申請となります。従業員の方などが来庁される場合は委任をお願いします。(記載例2へ)
- ・支社長など、申請権限を持つ方からの申請もお受けしています。その場合は余白(委任者欄など)に本社所在地をご記載ください。(証明書は登記上の本社所在地で発行します。)

証明書の使用目的をご記載ください。

【使用目的が1～10の場合】

・証明書1枚につき手数料420円の納付が必要です。

県税窓口での申請のほか電子申請も可能です。

いずれの申請も難しい方は県民センターの窓口までお問い合わせください。

【使用目的が11、12の場合】

・手数料は不要です。

・特に11については、提出先に随意契約で間違いがないかご確認ください。

証明事項及び必要枚数をご記載ください。

証明事項については発行窓口では判断ができませんので、必ず提出先にご確認いただきますようお願いいたします。